

横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会設置要綱

制定 令和7年7月 15 日 教法第 40 号(教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)が、性暴力等の被害から児童及び生徒を守るために講じる対策について、より実効性のあるものにすべく専門家の知見を集めるために設置する「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」(以下「対策委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 対策の検討に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) スピード感を重視し、いち早く、学校を安心安全な場所にすること。
- (2) 学校の持つ「学びの場」、「生活空間」という重要な機能を損なわないようにすること。

(委員の役割)

第3条 対策委員会の委員(以下「委員」という。)は、各所管課からの相談に基づき、次の事項について、検討及び助言を行う。

- (1) 児童及び生徒を性暴力等の被害から守るための対策
- (2) 各対策の準備段階及び導入段階で発生した課題への対応
- (3) 前各号に定めるもののほか児童及び生徒を性暴力等の被害から守るために教育長が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員は、児童心理、犯罪心理、こどもの権利、学校運営、危機管理その他当該要綱の目的を達成するために必要な専門的な知識と経験を有する者を、教育長が選任する。

(対策の検討方法)

第5条 対策の検討は、対策事項ごとに、関連する知見を有する委員が、各所管課と個別に協議し、検討及び助言を行う方法を基本とする。

2 各所管課は、一の対策につき、複数の委員に相談することができる。

3 委員は、必要があると認めるときは、学校等関係者へのヒアリング又は現地調査を行い、各所管課に必要な資料の提供を求めることができる。

(報酬の額)

第6条 第3条の規定による相談の実施に伴う報酬の額は、別表のとおりとする。

(業務実績の報告)

第7条 各所管課は、委員への相談終了後、相談の記録を法務ガバナンス室に提出するものとする。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、事務局法務ガバナンス室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月 15 日から施行する。

別表

委員1名あたりの相談対応従事時間	金額(税抜)
月当たりの相談時間の合計が1時間以内	15,000 円

月当たりの相談時間の合計が1時間を超えた場合	上記の額に、1時間を超えた部分につき 30 分ごとに 7,500 円を加算した額
------------------------	--

(備考)

- 1 月当たりの相談時間の合計が1時間を超えた場合において、当該相談時間に 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分とする。
- 2 月当たりの相談実績がない場合の当該月の報酬の額は、0円とする。